

報告第4号

専決処分の報告について《令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第3号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月16日

京丹後市長 中山 泰

令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の変更について

令和6年12月20日京丹後市議会（12月定例会）において議決のあった令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「165,000,000円」を「175,351,000円」に、「15,000,000円」を「15,941,000円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（機械設備工事）について、労務単価及び資材単価の変動等による変更を行う。

(1) 主な変更の概要

- ア 労務単価及び資材単価の変動による変更
- イ 既設換気設備の修繕の追加等